

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条第4項に基づく寄附金等取扱規程第1条及び定款第61条の規定による公益財団法人奈良屋記念杉本家保存会(以下「本保存会」という。)の会員に関する必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 本保存会の目的、事業に賛同する個人は、国籍、性別、年齢を問わず、随時、年会費の納金をもって会員となることができる。

2 前項の年会費は、本保存会への寄附金とする。

(年会費)

第3条 納金は、1口10,000円とし、個人については1口コース、5口コース、10口コース、また、団体・法人については、5口コース、10口コースがある。

2 会員は、入会以後毎年年会費を納入しなければならない。

3 本保存会は、会員に対して会の運営状況をその会が発行する会報をもって報告する。

(受領証の送付)

第4条 会員としての寄附金が納入された時は、受領証を発行する。

(会員の待遇)

第5条 本保存会は、会員に対し、以下のことを行う。

2 本保存会が主催する会員のつどい、公開行事、講演会などへの優先参加の機会が受けられる。

(会費の使途)

第6条 本保存会は、第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1)違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき

(2)正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき

(退会)

第8条 会員はいつでも随意で退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員情報の保護)

第9条 本保存会及び財団職員は、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、本保存会の個人情報保護方針に従う。

(会員規程の改正)

第10条 この規程は、必要と認められた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年8月1日より施行する。

附則 本保存会の移行登記日までの間、第1条に「定款第61条」とあるのは「寄附行為第30条第2項」と読み替えるものとする。

附則 この規程の改定は、令和7年2月6日から施行する。(令和7年2月6日理事会議決)